



パートナーシップ通信

vol.30

人権啓発課
男女共生係
☎ 32-1111
FAX 32-0110

女と男で築く、やさしく住みよいまちをめざして

男女共同参画社会の実現は
国の最重要課題

少子高齢化など、社会の急速な変化に対応するため、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮することが出来る男女共同参画社会の実現は、国の最重要課題と位置付けられています。

これまでの市の取り組み

宇城市でも男女共同参画を行う政の重要施策として位置付け、啓発事業などに取り組んできました。また、市政に女性の意見を生かすため、審議会などへの女性登用率目標を30%と定め、男女共同参画によるまちづくりを、市を挙げて推進しています。

今後の市の取り組み その②

※平成18年4月現在、宇城市の審議会などでは475人中107人が女性で女性登用率22.5%となっています。

今後の市の取り組み その①

平成19年度には「宇城市男女共同参画条例（仮称）」を制定し、男女共同参画都市宣言（※）で、市の姿勢を内外に示すことを計画しています。

計画の前身

行政内のさまざまな部署における平成19～23年度の取り組みを網羅しました。今後は定期的なその進み具合をチェックしながら着実に取り組んでいきたいと考えています。なお本計画のダイジェスト版を近日中に市役所・支所・教育分室などで配布しますのでぜひご覧ください。

三角町老人クラブ連合会が男女共同参画社会づくり推進大会を開催



3月12日、三角センターで「わたしとあなたの人生をより豊かに」と題し、荒尾市男女共同参画審議会委員・西養寺住職の亀原了円さんが講演。380人が参加しました。

亀原さんは、「男女共同参画というテーマで老人会が大会を開くことは稀」と驚いた後、自身の体験から、教育・命・人権などをユーモアを交えて講話。また、「『男は…』『女は…』と勝手に思い込み過ぎているが、見返りを求めない愛を意味する『ダーナ（「旦那」の語源）』で理解し合って気持ち良く生きることが大切」と語りました。

参加者のメッセージ

○とても面白く、ありがとうございました。男女共同参画について、家庭でも社会でもお互いを尊重しながら楽しい人生を送るよう努力したいと思った。（女性）

○「男女共同参画」という言葉を知らなかったが、身近な物事で例えて話していただいた。また、愛・生きることに再度、気付かせてもらった。（女性）

○現実を直視し、物事の本質や真理・人としての幸福の原点に触れる講演で良かった。（男性）

○超高齢化社会において女性の高齢者が過半数を占めている。女性の進歩性のある方、リーダーシップを発揮していただきたい。（男性）

○頭で理解しているつもりだったが、何一つ実行していなかったことに反省している。今後はダーナの気持ちで心広く余生を生きたい。（女性）

男女共同参画をテーマにした研修会の講師・視聴覚教材の情報を提供しています！日程や内容で、ご希望に添えない場合もありますので、1カ月以上前に人権啓発課

男女共生係にご相談ください。

環境衛生課からのお知らせ 問合せ先 ☎ 32-1111

廃棄物（ごみ）の野外焼却は禁止されています！

木くず、紙くず、廃ビニールなどの廃棄物をそのまま焼却したりドラム缶など簡易な焼却炉で燃やしたりすることを「野外焼却」といい禁止されています。また、小型焼却炉の基準も強化され基準を満たさないブロック積みなどの家庭用焼却炉のほとんどが法律で使用禁止となっています。



野外焼却をすると、大量の煙や臭いの発生で近隣に迷惑を掛けるのはもちろん、健康への悪影響も心配されています。

違反すると悪質な場合は3年以下の懲役か300万円以下の罰金、またはこの両方が科せられます。家庭でのごみ焼却はやめて、市の収集に出してください。

野外焼却の例外

次の場合は適正な焼却と認められています。

- ①国、県や市町村が河川などを管理するうえで排出した刈草、切った枝などの焼却
- ②災害で発生した木くずなどの焼却
- ③風俗慣習または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却（どんど焼きなど）
- ④農作業、森林管理などで行われる収穫後のつるや刈草などの焼却（廃ビニールを含まないものに限る）

例外となっているものでも、臭気や煙害など生活に支障のある場合は行政指導の対象となります。焼却する場合は風向きや時間帯などを考え、近所迷惑にならないよう注意しましょう。

廃棄物を不法投棄すると

5年以下の懲役か1,000万円以下の罰金、または、この両方が科せられます。（『廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第8項』）

※法人の代表者、従業員などが不法投棄した場合は、捨てた人を罰するほか、法人に対して1億円以下の罰金が科せられます。（『廃棄物の処理及び清掃に関する法律第32条第1項第1号』）

分別収集いよいよ本番です！

宇城市全域の分別収集は皆さまのご協力のおかげで順調にスタートしました。分別を進める上で分からないことも多々あるかと思いますが、そんなときは行政とのパイプ役である環境対策委員さん、または市役所の環境衛生課にご相談ください。

壁にぶつかっても共に助け合いながら解決していきましょう。

4月から分別品目を追加・変更

追加 『使用済み食用油』
変更 『小型処理困難物』『埋立てごみ』

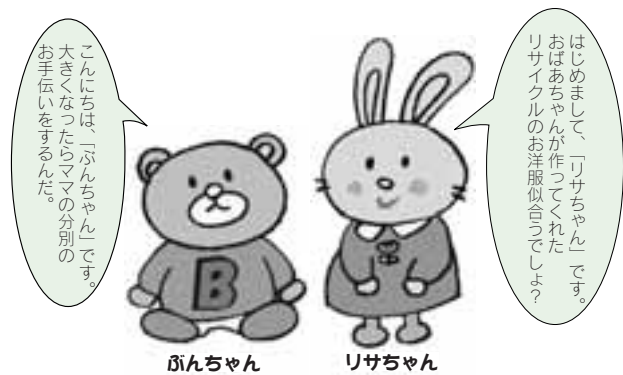
↓
『金属類』『埋立てごみ』

※今までとても分類が分かりにくかったのですが、金属類（金属を多く含むもの）と埋立てごみ（再生利用できないもの）に変更されました。

『ぶんちゃん』『リサちゃん』

～宇城市環境イメージキャラクター紹介～

ぶんちゃんとしさちゃんは保育園のお友達、宇城市と同じ2歳です。美しい宇城市の未来を夢見て小さいことから始めます。



これからいろんな所で登場するので、皆さんよろしくね！